

8 個別報告申し込み要領

1. 個別報告は、会員に限り、共同報告者に会員以外を含めるが、代表報告者は会員とする。なお、報告者が代表（トップネーム）となる個別報告は1報告に限る。
2. 個別報告希望者は、指定された期日までに、「個別報告申込書」と「個別報告予稿原稿」を学会事務局が指示する方法で提出する。「個別報告予稿原稿」については、別途要領を定める。

1. 2003年10月03日 施行
2. 2010年04月01日 一部改正
3. 2014年09月20日 一部改正
4. 2023年03月26日 一部改正